

旧ユーゴスラヴィアと境界線問題の諸相

定形 衛

はじめに

旧ユーゴスラヴィアは、一九九一年六月のスロヴェニア、クロアチアの独立宣言を契機にした内戦の勃発以降、二〇〇八年二月のコソヴォの独立宣言に至る過程で七つの国家へと解体していった。社会主義連邦国家を構成した六つの共和国、そしてセルビア共和国内の二つの自治州のうち、ヴォイヴォディナ自治州をのぞきすべて独立宣言をおこない、コソヴォを除き国際連合の加盟国となっている。国家の体制転換と民主化への移行、激しい内戦と国際紛争をへて、かつての共和国・自治州の境界線は、「ウツティ・ポシデッティス原則」(Uti possidetis)にそって国境線となった。⁽¹⁾ 多民族国家においては、境界線をめぐり民族のイレデンティズム(領土回復運動)などを惹起することも予想され、旧ユーゴスラヴィアに関してEUの仲裁裁判の裁定は、共和国の境界線を国境線へと移行させている。⁽²⁾

多民族からなる社会主義連邦国家ユーゴスラヴィアでは、一九四五年の国家建設以降、解体後の今日にいたるまで、国の内外関係においてさまざま境界線が引かれてきた。対外的には、当初東欧のなかで社会主義建設の優等生として、西側諸国に対抗する最前線にたったユーゴスラヴィアは、四八年のコミンフォルム追放後には、独

自の社会主義建設の道を追求め、米ソいずれのブロックにも加盟しない非同盟国家として東西境界線の狭間に位置することになった。また、冷戦後の東欧圏の崩壊とユーゴスラヴィアの解体にあつては、中東欧とバルカンを分かつ境界線が、さらに紛争後の地域安定化の構想では「南東欧地域」、EU加盟の交渉過程では「西バルカン」という地域的境界線が旧ユーゴスラヴィアをとり巻いたのである。

また、国内には共和国・自治州の境界線が行政区分線として引かれたが、その後の自主管理社会主義建設のなかで共和国・自治州は大幅な分権を認められ、前述したようにその後内戦を経て共和国境界線は国境線へと変化していく。他方、内戦と国際社会の紛争介入の過程では、クロアチアとセルビア、ボスニアの境界にあるクライナ、スラヴォニアといった地域、ヘルツェゴヴィナとボスニアの他の地域の境界線などが、民族の歴史とアイデンティティを想起させ、境界線問題を再浮上させた。また、ボスニアの紛争処理では三つの民族を分断する分割線が引かれ、最終的には三つの民族によるすみ分けと二つのエンティティを構成する境界線があらわれた。

以上のように、旧ユーゴスラヴィアには、多くの境界線がとりまいたのであるが、本稿では、こうした境界線が、どのような政治過程のなかで形成され、またいかなる意味をもったのかについて検討してみたい。境界線は隣接する政治体との「分離と抗争」といった側面をもつが、他方「架橋と友好」といった機能も果たすといわれてきた。⁽³⁾ この分断と融合という境界線の二つのありようが、旧ユーゴスラヴィアではどのように表れたのか、また、今日境界線は国家主権のおよぶ領域として政治的に捉えられるのではなく、社会的に構築され、創出されるといった面への注目もなされている。⁽⁴⁾ 民族主義や政治的独立の過程で境界線が引かれるという以上に、人々のアイデンティティや想像力、歴史上の記憶、さらには民族的、経済的、文化的な観点から利益を追求める手立てとして境界線が引かれているのである。本稿ではこうした境界線の諸相について旧ユーゴスラヴィアを事例に検討

を加えるものである。

一、社会主義ユーゴスラヴィアと境界線問題

社会主義連邦制度を国家形態とした多民族国家旧ユーゴスラヴィアは、対外的には七つの国と国境を接し、国内的には六つの共和国、二つの自治州によって構成される連邦国家として国家統合を維持してきた。旧ユーゴスラヴィアの境界線は、諸民族の区分と友好関係の維持といった側面から、また、東西両陣営の境界線の狭間に位置し独自の外交を追求する国家の国境線として、つねに緊張をはらんだものとなった。

社会主義国家ユーゴスラヴィアでは、民族問題はすでに解決され、すべての民族がパルチザン闘争の成果のもとに国家建設に邁進することが要請されており、民族自決権の行使によって分離独立を構想することは不問に付されてきた。それだけに、同じ南スラヴ族でありながら、歴史的に異なった社会を構成してきた民族のアイデンティティや文化的相違は、却って温存されることになった。しかも、自主管理社会主義のもとで共和国の分権と自治が大幅に認められたユーゴスラヴィアでは、そうした民族の独自性は制度的にも維持されつつあったといえる。対外的には、第二次大戦後のトリエステの領有をめぐるイタリアとの国境問題や、一九世紀以後顕在化したブルガリア、ギリシャとのマケドニア問題が懸案事項として残っていた。⁽⁵⁾ トリエステは、四七年二月、A、Bのふたつの自由地域として国連管理下に入ったが、一九五四年にはA地区はイタリア、B地区はユーゴスラヴィアに分割され、最終的には一九七五年一月のオージモ協定の締結で領域と少数民族の権利の保障など決着をみ

ている。⁶⁾しかし、その後、九一年のユーゴスラヴィア解体の過程でユーゴスラヴィア領であったピラン湾の領有をめぐるクロアチアとスロヴェニアが対立し、今日も解決には至っていない。また、マケドニア問題は、一八七八年のサンステファノ条約を契機にその領域確定をめぐるブルガリア、ギリシャとの間で対立が顕在化した。その後は領域以上に民族のアイデンティティをめぐる問題が中心となり、解体にともなうマケドニア共和国の独立では、国名をめぐるギリシャとの間で紛糾し、「旧ユーゴスラヴィア・マケドニア共和国」で決着したいきさつがある。本稿ではこうした対外的な境界線問題よりも、旧ユーゴスラヴィア内部の境界線問題について検討し、内戦と紛争後における地域協力にとまなう境界線問題を中心に論じることにはしたい。

(一) 連邦制と共和国境界線

社会主義ユーゴスラヴィアの国家体制の基礎は、共産党に指導されたパルチザン闘争が反枢軸、民族解放の勝利を大きく引き寄せた一九四三年一月、ボスニアの古都ヤイツェで開かれた第二回 AVNOJ（反枢軸民族解放会議）において築かれた。会議は、戦後ユーゴの国家形態として、民族の平等に基づく連邦体制を宣言した。それは、全民族の貢献によるパルチザン闘争の勝利という前提に基づくものであったが、その背後には、一九一八年一二月創設の「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人連合王国」が、二九年のユーゴスラヴィア王国の成立でセルビア人の覇権体制をうみだし、それが結局は、ナチスの傀儡国家クロアチア独立国を許し、壮絶な内戦を経験したことへの反省と教訓があった。

社会主義ユーゴスラヴィアは、民族の「友好と統一」(bratstvo i jedinstvo)の大原則をかけた、その実現

の手法としては連邦中央による「分割による統治」(divide and rule)と共和国間の「牽制と均衡」(check and balance)の双方に依拠することによって国家統合を維持しようとした。⁷⁾前者は、民族の平等にもとづく共和国の自治と連邦中央政府のもとにある共産党と連邦人民軍による統治を意味するのに対し、後者は、いずれの民族も覇権的な地位を占めぬよう、共和国相互の牽制と均衡の確保によって、国家の一体性を確保しようとするものであった。こうした方法は一方で民族の友好と統一を保障するものではあったが、他方、共和国間、民族間の緊張関係や対抗意識を生み出す方法でもあった。

ユーゴスラヴィアのように多民族の混住が一般化している場合、少数派民族を生みださずに共和国の境界線を画定することは困難であった。また、反ファシズム・民族解放の戦いの過程で民族問題を克服し、社会主義体制を実現したとされるユーゴスラヴィアでは、民族の居住分布と境界線の一致をかたくに主張することは抑制された。共和国の境界線は、一方では各民族の人口規模や居住範囲、民族間の歴史的な対立や抗争などを考慮しつつ、他方では民族の権利の平等と共和国間の力の均衡を図るべく、きわめて政治的な観点から引かれることになった。⁸⁾そして、こうした線引きについての各民族の一定の緊張と不満は、「友好と統一」のもと共産党の上からの指導によって抑制されてきたのである。

(二) 「牽制と均衡」におけるセルビア境界線

つぎにセルビア共和国の境界線について見ておこう。連邦国家を構成する共和国の境界線の画定に関し、共産党の指導者はスロヴェニアとクロアチアについては旧オーストリア・ハンガリーの歴史的境界線をほぼ踏襲した

が、セルビア共和国の境界線確定については、戦間期のようにセルビアが強大な権力を行使することのないよう、意識的に領域の縮小が図られた。「セルビア・クロアチア・スロヴェニア連合王国」創設時のセルビアの領内には、新たにマケドニア、モンテネグロ共和国が作られ、また、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ共和国の設立にもなつてセルビア共和国の領域は著しく削減された。しかも、セルビア共和国内にはヴォイヴォディナとコソヴォ・メトヒアの二つの自治州が設けられることになった。⁹⁾

このような境界線の設定は、セルビアにとっては「セルビア人の血」によってバルカン戦争および第一次大戦後に獲得された領域の喪失と映じた。また、クロアチアのセルビア人居住地区についても自治州としての地位が認められることはなかった。パルチザン闘争において最も多くの犠牲者を出したのはセルビア人であったにもかかわらず、戦後のユーゴスラヴィアのセルビアに対する「戦利品」の分配は著しく厳しいものとなった。この線引きによってユーゴスラヴィア最大の民族であるセルビア人は、一九四八年には二つの自治州を除いたセルビア共和国以外にセルビア人全体の四二%が住むことになったのである。¹⁰⁾

社会主義国家においては民族の境界線を公然と問題にすることはできなかったが、他の共和国がその主要民族の多くの部分を組み込んだ形で共和国を形成したのに対し、セルビア人はユーゴスラヴィア全体にわたって自民族を他の共和国内に少数民族として残し、その不満は募った。しかし、当時、共和国境界線はいずれ独立国家となることを想定して引かれたわけでもなく、五〇年代半ばまでは連邦中央からの厳しい集権的支配が貫かれていたから、共和国の境界線は行政区分以上のものではなかった。¹¹⁾ パルチザン闘争の主力であったセルビア人はユーゴスラヴィア共産党および連邦軍の多数派であり、また両者において枢要なポストを占めたから権力に対する疎外感を持たなかった。

（三）「牽制と均衡」におけるボスニア境界線

多民族共和国ボスニアにおける、民族としての「ムスリム人」の創設はチトーの苦心の政策であった。対枢軸戦および内戦の草刈り場となったボスニアでは、イスラム教徒の帰属をめぐって戦後もセルビア人とクロアチア人の間に抗争が続いた。戦後の人口統計は、スラヴ系であるボスニアのイスラム教徒を、四八年には「民族未確定のイスラム教徒」、五三年には「民族未確定のユーゴスラヴィア人」に分類した。こうした位置づけのなかでイスラム教徒には他のスラヴ民族に保障されている権利や利益が付与されず、また民族が享受する共和国、連邦権力への接近を制限されてきた。そこで、六一年になると「民族的概念としてのイスラム教徒」と位置付けられるにいたるが、依然共和国内の少数民族としての差別は残った。

しかし、その後、六九年一月のボスニア共産党の第五回大会でユーゴスラヴィアを構成する、ひとつの民族として「ムスリム人」が創設されることになり、ボスニアのスラヴ系イスラム教徒はセルビア人、クロアチア人と同列の民族として認められることになった。¹⁴ ボスニアのイスラム教徒は、ボスニアで最大の民族になったのだが、民族対立という構図のなかで、フィクションとしての「ムスリム」がセルビア、クロアチア両民族の奪い合いの対象となって「民族浄化」として再現されたのは記憶に新しい。

社会主義体制のもと絶対的多数を占める民族が存在しない「ボスニア共和国」の創設自体チトーによる民族政策の苦心の産物であったが、ムスリム民族の大半はトルコ支配下に改宗したセルビア人かクロアチア人であり、「民族」ではなく「宗教」により強い帰属意識を持つイスラム教徒は、改宗後数世紀をへており、民族としてのルーツを探しあてることがなかった。

ボスニアの民族間対立を回避し、宗教間の融和を図ろうとするこのチトーの政策の意味は以下のように指摘できよう。つまり、①イスラム教徒がセルビア人とクロアチア人の争いの標的にならず、民族の友好が促進されること、②ボスニア政治において民族間の融和が容易になりセルビア人とクロアチア人の対立が薄れること、③国内問題でムスリムに利益を与えることで彼らの原理主義的な運動を阻止できること、などである。ムスリム民族の創出は、まさにボスニアにおける民族の「友好と統一」と「牽制と均衡」にもとづくものであったが、ユーゴスラヴィア解体の過程のもとで、はげしい民族浄化が惹起されることにもなった。

(四) 自治州とコソヴォの境界線

旧ユーゴスラヴィアが、セルビア共和国内に自治州を設け、境界線を設けたことの意味は、今回のユーゴスラヴィアの解体、コソヴォの独立宣言への歩みをみる上で重要である。戦後のアルバニア人が多数をしめるコソヴォの地位については二つの案が検討された。ひとつは、モンテネグロ、セルビア、マケドニアによる分割案であり、もう一つは共和国内での限定的自治であった。前者は民族の権利の否定として退けられ、後者については、コソヴォ内にセルビア人が相当数居住していること、コソヴォのセルビアからの分離によるアルバニア人とセルビア人の間の民族問題が惹起されることへの懸念から、セルビア共和国内に自治地域となることが確定された。さらには、コソヴォをセルビア内に組み込んだのは、新たな憲法に基づく連邦秩序をセルビアが承認するための条件作りでもあった。

次にアルバニア人の民族的地位としての「ナロードノスト」(narodnost)という概念について触れておこう。

これはとくにコソヴォのアルバニア人の位置付けにおいて重要である。この対概念は「ナロード」であるが、それは共和国を構成するセルビア、クロアチア、スロヴェニア、ボスニア、モンテネグロ、マケドニアなどのスラヴ系民族を指すものである。これに対して「ナロードノスチ」は共和国を構成する資格を持たず、「民族自決権」を付与されていない。それは、公式的には当該民族がユーゴスラヴィアの外ですでに国家を有しているという理由づけによる。アルバニアという国家がすでに隣国に存在するのであり、その点ではヴォイヴォディナ自治州のハンガリー人も同様の扱いである。ユーゴスラヴィア内のアルバニア人が民族自決権を持つ共和国を構成する民族として位置づけた場合、アルバニアとの併合が将来予見されるゆえ「ナロード」には位置づけられなかったのである。コソヴォのアルバニア人は、人口もモンテネグロ人やスロヴェニア人を越えるのであるが、彼らには「共和国」の地位が許されることはなかった。⁽³⁾

しかし、後述のように、その後の共和国、自治州の権限をみとめる分権的連邦制の再編のなかで、コソヴォは自治州から共和国への昇格要求を一貫して掲げるようになり、六八年、そしてチトー死後の八一年には、「二級市民」扱いの改善などをもとめ大きな反乱がおこったのである。

（五） 自主管理の進捗と共和国境界線

戦後の国家統合を確保すべく設定された共和国の境界線は、その後の六〇年代後半以降の自主管理社会主義の制度的進展によって、それまで以上の意味を持つようになる。すなわち、コミンフォルム追放後に導入された自主管理社会主義は、大幅な共和国分権を保障する連邦制を追求し、共和国は連邦中央政府に代わって行政・政治・

経済の決定単位として大きな権限を持つようになった。「牽制と均衡」の統治の手法が前面に出てきたということである。

セルビア人はバルチザン闘争への貢献と人口数によって共産党、連邦人民軍のなかで多数を占めていたが、他の民族、セルビア以外の共和国からは、戦間期に見られたような覇権的なセルビアの政治支配が明確化するなかで不満が募っていた。また、コミンフォルムとの抗争後二〇年近くを経、自主管理理論の実践的有効性が問われるなかで、行政単位としての共和国の分権とソ連型ではない自主管理経済に向けた経済改革が実行に移された。こうした一連の改革のなかで、共和国の従来にも増した自治、自立的な活動が可能になったのである。

改革はその後一九七四年憲法体制に至り、共和国の自立性はさらに高まった。党および国家机关の最高機関においては、連邦を構成する共和国・自治州の合意によって、決定が行われることになった。七四年憲法体制によって、自治州は共和国とほぼ同等の権限を与えられ、ユーゴスラヴィアの八つの共和国・自治州間の関係は「連邦」よりは、共和国のより大きな権限と相互の結合度の緩やかな「連合」に近いものとなった。連邦決定事項には八つの構成単位が、実質的に拒否権をもつ合意によって決定がなされていくことになった。¹⁴⁾七四年憲法体制は、戦後の境界線の設定に加えて、セルビアにとっては損失感のきわめて強いシステムであった。ユーゴスラヴィア政治においては共和国間の均衡は常に民族間の不均衡、不平等となって現れるのであるが、セルビアにとって自主管理社会主義の進展はセルビアの権利をますます収奪する体系と映り、セルビアの不満は拡大していった。

次に、コソヴォの八一年の反乱を事例に共和国と自治州の境界線問題を見ておきたい。この反乱は、またセルビア共和国の被害者意識を改めて惹起させ、コソヴォ自治州に対するセルビアの権限が実際には大きな制約のもとにあることが明らかになった。つまり、セルビア共和国は治安維持のために警察力をコソヴォとの境界線にま

で送りながら、自治州の許可なしにはコソヴォの領域に入ることができず、セルビアは自治州と共和国の権限を比較して、自治州の権限のほうが共和国の権限に優位するということを実感したのである。

自治州は共和国の政策施行に拒否権を持つが、共和国セルビアは二つの自治州の決定に対してはそのような拒否権を持たない。共和国内にありながら自治州に権限の行使ができないのだからセルビアには屈辱的であった。こうした状況を変えるべく、後年ミロシエヴィッチは、八九年三月にいたり共和国憲法の改正を強行し、コソヴォの司法権、裁判権、対外交流権などを剥奪していく。

（六）ポストチトーと共和国境界線

分権を意味する共和国の線は、八〇年代のユーゴスラヴィアを取り巻く政治経済状況のなかで新たな方向へと共和国を導いていくことになった。その変化とは、八〇年代のユーゴスラヴィアをおそった経済危機、チトーなきあとの政治指導力の弱体化であった。共和国境界線の維持を保証してきた「友好と統一」と「牽制と均衡」をつきうごかしたのが、これら二つの要因であった。

旧ユーゴスラヴィアでは、もともと共和国・自治州間の経済格差が大きく、それは自主管理システムの導入によって一層拡大していた。ユーゴスラヴィア国内の南北問題が深刻化するなか、七〇年代の二度にわたる石油ショックは西側からの資金投資に依拠してきたユーゴスラヴィア経済を直撃した。二〇〇億ドルの対外債務、二桁の失業率、さらにハイパー・インフレが加わって先進共和国もふくめ深刻な経済危機に見舞われた。経済危機の八〇年代は、六〇年代半ばの経済改革以降に形成された都市中間層の瓦解を導き、自主管理経済への支持基盤

が急速に失われる過程でもあった。「ユーゴスラヴィアの道」としてのチトー主義は不満と失望の対象となり、連邦共産党の政治的正統性も急速に脆弱化した。⁽¹⁵⁾ スロヴェニアやクロアチアという先進共和国は、ユーゴスラヴィアに属していることの桎梏を感じざるを得なかった。豊かさゆえに人口比を上回る財政負担を連邦に差し出してきたことへの不満をあらわにした。また、後進地域のコソヴォやボスニア、マケドニアでは連邦中央の役割の強化とユーゴスラヴィア全体の利益の重視が主張されるようになった。連邦権限の強化という点ではセルビアも同様であったが、連邦最大の人口をもち、党と軍に大きな勢力を持ったセルビアでは連邦権限を強化しかつ代表しようとする野心が見え隠れするようになる。

「牽制と均衡」の手法が機能しなくなるなかで、「友好と統一」、「分割による統治」の正統性が奪われかねない危機がうまれてきた。経済危機によって、すべての共和国・自治州が自主管理体制に不満を募らせ、被害者意識、共和国エゴをむきだしにした政治姿勢が浮上してきた。共和国内の多数民族は自らの利益を共和国の利益に重ね合わせようとするが、セルビア共和国以外に居住する少数セルビア人は、多数民族の利益が優先されるなかで、憲法体制に強い不満を表明し、連邦からの疎外感、やがて「セルビア人の統一国家」の必要性を主張するミロシエヴィチによって利用されることになる。経済危機のなかで、労働者は失った社会的、経済的安心感を取り戻すべく、「労働者階級」にかわる集団として「民族」を再発見し、共和国主導のもとで民族本位の政治へと移行する条件が整うことになったのである。こうしたなかで先進共和国を中心に従来の分権的な側面を喪失することへの恐れから、分権を一層すすめた連邦からの分離、連邦の分断、分裂が志向されていったのである。

先進共和国が分離独立への道をたどりはじめたのに対し、セルビアでは分権を集権へと戻し、連邦中央政府の強化によって、強きユーゴスラヴィアを実現しようとする方向が顕著となった。旧ユーゴスラヴィアでは社会主

義の崩壊による民主化過程が民族主義的な政治過程へと急速に押し流されていった。こうして内戦への道が準備されたのであった。

二、旧ユーゴスラヴィアの崩壊と境界線問題

冷戦終結と社会主義体制崩壊後の東欧では、ヨーロッパを東西に分断し、遮断してきた境界線「鉄のカーテン」に代わり、東欧を南北に分かつ目に見えぬ境界線が横断することになった。「中東欧」と「バルカン」を分断する境界線である。⁽⁶⁾ 本稿ではこの境界線が、旧ユーゴスラヴィアの解体過程や、国際社会の介入において大きな役割をはたしたことに注目したい。この分断線を、単に「中東欧」と「バルカン」の歴史的、文化的アイデンティティによる分断線としてのみとらえては充分ではない。東欧各国の社会主義との訣別の道と方法に着目することも重要である。

ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーからなる「中東欧」では、政権崩壊以前からソ連型の共産党指令的な政治経済からの脱却の道が試みられてきた。ポーランドにおける自主管理労組「連帯」の設立（一九八〇年）はその後のヤルゼルスキー時代の強権政治を耐え抜いて「円卓会議」による協議から八九年六月の一部自由選挙での圧倒的勝利を呼び込んだ。チェコスロヴァキアでは「憲章七七」のもとに結集した根強い反体制民主化運動が、「市民フォーラム」の結成を促し、自由選挙の実現となった。また、ハンガリーでは七〇年代以降、経済改革の道が進展し、その後挫折を余儀なくされつつも八九年革命への道を準備していった。ここでも「民主フォー

ラム」が自由選挙への動きを生みだしていた。

そうした三国に比べ、その南に位置したルーマニア、ブルガリアでは、それぞれチャウシェスク、ジフコフの強権政治がなかく維持され改革への道を探る運動はなかなか進展しなかった。また、旧ユーゴスラヴィアは五〇年以降「改革の一番手」の名を獲得し、独自の自主管理社会主義建設の道を歩んでいたが、チトー後の八〇年代は経済危機と政治指導の弱体化のなかで国家の統合力を維持することが困難な状況に陥っていた。この結果ルーマニアではチャウシェスクの逮捕と処刑、ブルガリアでは反ジフコフの党内闘争によって共産党を改称した「社会党」が自由選挙を制した。さらにユーゴスラヴィアでは民主化過程は民族浄化をともなう内戦へと移行して連邦解体への道を辿ることになった。

(一) 旧ユーゴスラヴィアにおける「中東欧」と「バルカン」

「中東欧」と「バルカン」の境界線は、前者がM・クンデラがいう「誘拐されたヨーロッパ」から「ヨーロッパへの回帰」を果たそうとする東欧民衆の運動に根ざした自己認識であるのに対し、後者は、ヨーロッパの他者認識の結果としての「バルカン」と位置づけることができるのではないか。バルカンの三国もヨーロッパへの回帰を望んでいたのであり、決してバルカンへのアイデンティティを肯定的に表明するものではなかった。そこでは、ヨーロッパのほうがバルカン諸国の「ヨーロッパ回帰」を許さなかったといえよう。この境界線は、その後ヨーロッパによる中東欧への民主化、市場化以降に向けた政治経済体制の再編への支援という違いとなって現れた。一九九〇年のECによるPHARE (Poland and Hungary Assistance or Restructuring of the Economy) 計

画は当初ポーランド、ハンガリーが対象国となって出発したのであった。それに対し、バルカンには九〇年代の旧ユーゴスラヴィア紛争を経て、復興支援、平和構築、安定化プログラムが提示されることになった。ここにみられるように、「中東欧」と「バルカン」の境界線は、E C 諸国の旧東欧への対応の違いを象徴するものであり、それは地理的区分ではなく、体制転換後の東欧において社会的に構築された境界線として認識されるものである。また、この境界線はユーゴスラヴィアにおいては国を二分する線として機能することになった。それは、近代以降の「オリエンタリズム」の復活であり、ヨーロッパからする「内なる中東欧と他者なるバルカン」という図式として現れた。とりわけハプスブルク帝国の支配下にあったスロヴェニアとクロアチアは、この二分法的認識を強く意識し、「ユーゴスラヴィアなるもの」からの分離、「中東欧なるもの」への回帰意識を表明した。クロアチアでは、紛争時にT・イヴチッチの「クロアチア戦争を止めて」という歌が流行ったのだが、その一節は言う。「クロアチア戦争を止めてください。わたしたちはヨーロッパと夢を共有したいのです。クロアチアをヨーロッパの星のひとつにさせてください。ヨーロッパよ、この戦争を終わりにすることができるのはあなたたちなのです」。また、スロヴェニアでも「中欧」への帰属感が八〇年代後半から強く意識されはじめ、「さあ、いまこそヨーロッパだ」が流行語となった。彼らは、「ユーゴスラヴィアなるもの」を全体として「バルカンなるもの」として認識していた。ユーゴスラヴィアの首都ベオグラードはオスマン帝国の要害の地であったし、社会主義時代は自らバルカン国家を任じて他の東欧諸国と距離をおくとともに、アジア・アフリカ諸国と友好関係を保ってきたからである。

ユーゴスラヴィア自体は、欧米諸国からはバルカン国家として位置づけられていたが、スロヴェニア、クロアチアの中東欧意識が、連邦解体への契機となった。それは、ユーゴスラヴィアの歴史的、社会的、文化的な分断

を意味するとともに、前述したように自主管理社会主義体制のもとでの政治的、経済的な自立による共和国間の格差をも意味した。「中東欧」と「バルカン」の境界線は、「先進共和国と後進共和国」「カトリックと正教」、「ヨーロッパとアジア」という対抗軸によって内戦の過程でことさらに認識されていった。⁽¹⁸⁾

さらに、この分断線は、欧米諸国のユーゴスラヴィア紛争への介入過程にも色濃く反映した。EC諸国やアメリカは、スロヴェニアとクロアチアの民族自決権による分離独立であり、民主化運動として評価したのに対し、他方、セルビアの民族自決権の行使を「大セルビア主義」の復活として非難した。また、民族浄化についても、当初それをもっぱらセルビアの仕業と捉え、クロアチア人やムスリム人をその犠牲者としたのである。

セルビア「悪玉論」、ミロシエヴィッチ「悪玉論」がいとも簡単に欧米諸国に受け入れられていった。対セルビア経済制裁、戦争犯罪法廷におけるセルビア人指導者の起訴の数、セルビア空爆など、セルビアの犯罪性はことのほか厳しく断罪されていった。また、ユーゴスラヴィア紛争は北（スロヴェニア）から南（最終的には九九年のコソヴォ）へと移行するにつれて国際社会の関与と紛争処理の仕方もより暴力的になっていったといえよう。具体的には和平会議における調停、国連制裁、PKO派遣、国連承認の空爆、そしてNATOの人道的介入となつてあらわれたのだが、この対応は上記の二分法と無関係ではあるまい。

分断線は、欧米側からは、紛争当事者に対する「われわれと彼ら」、「民主主義と民族主義」、「救済と懲罰」を分かち線となった。そして、紛争自体がセルビアを中心とした「バルカンの憎悪」なる歴史的要因によって惹起されたことが強調されたのである。「ジェノサイド」、「民族浄化」そして「バンダリズム」（文化破壊）はヨーロッパ文明とは相容れない「バルカンの野蛮性」として、その言説が振り回されたのであった。

介入過程で紛争が膠着し、和平プロセスが欧米の思惑どおりに進まなくなると、西側世界ではかならず「バル

カンの憎悪」言説が顔をだす。非合理的なバルカンにおいては国際社会の理性的判断に基づく解決への努力はそもそも通用せず、無駄であるとの認識へと結びつけるのである。ここでは西側国際社会の介入のあり方への省察は何らなされず、逆に紛争処理失敗の責任回避が前面にでてくる。こうして「力による」軍事的措置が正当化され、和平交渉においては紛争当事者の融合和解ではなく引き離しと分断が優先されたのである。

（二）ユーゴスラヴィア紛争と境界線の浮上…クロアチアのクライナ問題

旧ユーゴスラヴィア解体過程において共和国の境界線が、民族自決権の行使による主権宣言、そして独立宣言によって国境線としての意味をもちはじめると、共和国内部の少数民族民族は、新独立国家のなかで少数民族として位置づけられることへの懸念を抱きはじめ、かつての民族的境界線が顕在化し始めた。とりわけ、各共和国で民族主義的政党が勝利すると、少数民族民族は敏感にならざるをえなかった。クロアチアのセルビア人、ボスニアのセルビア人やクロアチア人、コソヴォのセルビア人などその典型例である。

クロアチア共和国の人口の一二％を占めたセルビア人の歴史は、一六世紀以降のオーストリアハプスブルク時代にまで遡るものである。ハプスブルク帝国はオスマン帝国の侵入に備えて、一六世紀から一九世紀後半まで、帝国の最前線に位置するクロアチアに軍政国境地域を設け、この地域はクライナ（「地域」の意味）と呼ばれた。そしてこの地域の守備のために配置されたのは、トルコ軍に破れ敗走を余儀なくされたセルビア人であった。クライナはハプスブルク帝国から直轄支配され、クライナのセルビア人はクロアチア社会のなかで特権階層を形成した。セルビア人である彼らは第二次大戦時のナチスの傀儡政権下において、弾圧と処罰の対象となり、また、

クロアチアにおけるパルチザン闘争の主力となって戦った歴史がある。

社会主義政権下では、民族的対立の構図は封印されてきたが、九〇年の夏になるとクロアチア人との民族的対立が顕在化してきた。歴史的な境界線が、また民族主義的な分離独立が表面化するなかで、かつてのクロアチアの境界線が再浮上してきたのである。九〇年六月、クライナ・セルビアのコミューンが地域的な集団化に踏み出すと、クロアチア政府はこれを非合法とし地域の「行政的自治」を明確に否定したが、セルビア人が多数を占める行政区で文化組織を形成し、キリル文字を教育および公式の通達で使うことは認めた。九〇年四月の初の自由選挙で、七一年の「クロアチアの春」の中心的人物であったトゥジマンが率いるクロアチア民主同盟が勝利すると、クロアチア独立国時代の紋章や通貨の呼び名を復活させようとして、セルビア人を刺激した。また、一二月に共和国議会が「主権宣言」を採択しクロアチア憲法の改正を行うと、クロアチア内のセルビア人はセルビア民族評議会をつくってセルビア人の主権および自立宣言を行った。

九一年一月になると、セルビア人支配地域ではクライナ・セルビア人自治地域が創設され、クロアチア政府から独立した警察力をもった。クロアチア政府は警察力を総動員して対抗し、連邦最高幹部会は非合法に組織された軍隊を早急に解除することを命令した。これに対抗し、セルビア人にはミロシエヴィチから武器を送られ、シェリクの「再生チエトニック運動」は義勇軍をクライナに送り、軍事的組織を形成した。その後二月二八日になるとクライナのセルビア民族評議会は、クライナのクロアチアからの離脱とユーゴスラヴィア残留を宣言した。こうしてかつての境界線の領域的画定とセルビア人の人権の保護をめぐり、内戦が開始されることになった。⁽⁹⁾

（三）ボスニア和平交渉と境界線

ボスニア和平交渉の過程では、従来のボスニアにおける民族の分布と、戦域拡大のなかでの三民族の占有地域の推移を考慮して、ボスニア内の民族領域をめぐる分割線が引かれた。ヴァンス・オーエンによる一〇分割案（九三年一月）、オーエン・シュトルテンベルグ（九三年八月）の三分割案、そしてコンタクトグループによる三分割案（九四年七月）をへて二つのエンティティが形成された。セルビア人居住地域の「スルプスカ共和国」とムスリム、クロアチア民族の「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦」である。これらの線は、民族がモザイク状に分布し、線引きが不可能なボスニアにおいて何度も引き直された。そして分割線が戦線の実効支配の地域とずれるために、線が引かれる度ごとに、戦闘が再開されるという事態が繰り返された。^④

Dayton 協定の基本路線は、ボスニアの「マルチ・エスニシティ」を強調し、多極共存型デモクラシーに範をとった三民族間の権力分有（power sharing）方式が採用された点である。^⑤ Dayton 合意後のボスニアは、国連高級代表（OHR）と NATO を主力とする安定化部隊（SFOR）によって暫定統治体制がとられたのだが、激しい民族浄化を経験した三つの民族はふたつのエンティティに分けられ、「すみわけ」と「隔離」が進行したといったほうが現実を言いあてている。難民や避難民は、かつての居住地域が和平後においての自民族の領域にない場合には帰還は極めて困難であり、帰還率はきわめて低いレベルにとどまっている。

さらに民族の分断と境界線によるエンティティ単位の政治における「権力分有」は、ボスニア全体の国家意思の形成の条件とならず、ボスニアの一体性が各民族の利害によって侵食されていく状況を現出した。^⑥ 民族は共存ではなく「隔離」され、相互対立が固定化されていく状況に至った。分有は分断の同義語となり、かつての「牽

制と均衡」は「分断と対立」に取って代わり、「分割による統治」の手法では、社会主義時代よりも露骨な形でおこなわれることになった。共産党に代わってOHRが、連邦軍に代わってSFORがその地位を占めた。

三、紛争後の地域協力と境界線の新たな意味…結びにかえて

以上検討してきたように、旧ユーゴスラヴィアでは、多民族国家の統合を維持するために、独自の「牽制と均衡」という手法によって共和国間、民族間の友好と国家の統一をはかってきた。この手法は、自主管理社会主義の進展によって、共和国の境界線が分権的意味を色濃くし、体制の転換過程の民族主義政治の跋扈のなかで分断から分離独立への道を歩み、連邦解体に至ったと考えられる。その後、冷戦の終焉と東欧圏の消滅、さらに旧ユーゴスラヴィア紛争の和平交渉における国際社会の介入のなかで、紛争の終息と民族間の「すみわけ」、紛争後の国家建設と地域協力に関連して多くの境界線が引かれてきた。

これらの線は、ユーゴスラヴィア自身による政治的決定と境界線の画定、また、和平交渉において民族の分布と戦域の実態を考慮して政治的文脈で引かれた境界線など実証主義的に捉えられるものから、冷戦後の「中東欧」と「バルカン」の境界線に見られたヨーロッパの他者認識としてのバルカンや、あるいは以下に述べる「南東欧」や「西バルカン」のように、政策的意図による他者の支配と管理を目的に引かれるもの、さらに「入れ子」のように「転位するバルカン」のように社会的に構築された境界線まで多様である。

以下では、紛争後の地域の安定を最優先させるヨーロッパのバルカン認識と境界線の設定という社会構築的な

意味合いに注目して、それが旧ユーゴスラヴィア、南東欧の和解や平和構築、地域協力にはたす意味を問い返し、本稿の結語に代えたいと思う。

一九九〇年代半ば以降、南東欧、バルカンでは地域協力がしばしば言及されるようになった。⁽²⁴⁾ 南東欧という言葉の再発見により、新たな地域的境界線が平和構築と復興支援、EU加盟への実現の過程で打ち出されてきた。南東欧イニシアティブ（SEEI、一九九五年）、南東欧協力プロセス（SEECF、一九九六年）、南東欧安定化協定（SEESP、一九九九年）などに見られる多国間の地域メカニズムが、旧ユーゴスラヴィアにおける紛争解決後に設立されてきた。⁽²⁵⁾ これらは、旧ユーゴスラヴィア紛争後の諸国間の信頼関係回復のために構想されたものである。しかし、南東欧諸国が自らの結束とイニシアティブでこうした地域協力の制度を運営していくには依然として政治的、経済的基盤が欠如しているというのが現状である。また、旧ユーゴスラヴィアに直接関わって、EUではEU未加盟の地域である西バルカン諸国（旧ユーゴスラヴィア（スロヴェニアを除く）＋アルバニア）の地域協力を加盟の条件として突き付けてきた。⁽²⁶⁾

南東欧における地域協力構想と枠組みは、国際社会の要請と欧米諸外国の支援によってつくられてきたものが大半であり、地域が自力によって独立した地域協力機構をつくることはなかなかできない状態である。そのなかで「南東欧協力プロセス」は唯一南東欧諸国によってつくられ、運営されているものであるが、想定された成果を見るに至っていない。

ノイマンは、地域は政治的要因によって発明されるものであり、発見されるのを待っているのではないと述べる。重要なのは、この地域がバルカン諸国によってではなく外的アクターによりつくられてきたということである。⁽²⁷⁾ 八〇年ほどまえ、ケイサーリング卿は、「バルカンが存在しないのなら、バルカンを発明しなければならぬ」

と述べたという。⁽²⁾これと同様のことが今日の南東欧にも妥当するのではないだろうか。

一九八〇年代後半から九〇年代にかけて、EUは南東欧に関しては特定の政策を打ち出すことはなかった。基本的には中東欧にむけて構想した政策を適用すれば済むという程度のものであった。しかし、旧ユーゴスラヴィアで起こった戦争や、EUの紛争処理における失敗は、この地域への新たな政策の模索とアプローチの必要性を国際社会に促した。⁽³⁾一九九〇年代半ばになり、旧ユーゴスラヴィアの解体と内戦の国際紛争への転換、またボスニアの和平協定の成立以後、冷戦期における国際社会の東欧認識のなかで忘れられてきた「バルカン神話」が復活し、さらに紛争後の地域の安定化と平和構築、紛争後の国家建設のなかで「バルカン」に代わって「南東欧」概念が導入されてきた。加えて、EU拡大の交渉過程のなかでは「西バルカン」という地域が発明された。

こうした地域の創設は南東欧それ自体の必要性に基づくのではなく、外部に位置するヨーロッパの政治的文脈のなかで発明され、「構築」されたという側面に注意する必要がある。⁽⁴⁾南東欧地域の歴史や他の客観的な文化的要因ではなく、その地域の政治的、経済的安定に利害、関心をもつEUやNATO、米国や国際金融機関によって圧倒的に外から生み出されているのである。ベチエフは、地域のアイデンティティやその地理的な広がりといった観点から境界線を問うだけでは十分ではなく、誰が、誰のために、誰を敵にして地域をつくりだしているのかを問い返す必要があると述べる。⁽⁵⁾

また、バルカン地域内部におけるバルカン認識についても、南東欧地域協力のイニシアティブとその可能性を考える上で考慮に入れなければならない。バキッチハイデンは「入れ子的オリエンタリズム」(nesting orientalism)という現象がバルカン地域内部で認識されると述べる。⁽⁶⁾南東欧の地域を構成する諸国が、自国よりもその隣国を、さらにその隣国をというように、より低開発、より非文明、より不安定なものとして捉え

る傾向があるというのである。近年では、政治暴力性、エスニック紛争、国家の解体といった特徴がバルカンの特質に加わってきているという。こうした南東欧内部にある認識が、南東欧をひとつの共同体として意識し、その一体的な地域戦略の展開することを阻んできたのである。

ジジエクは、「バルカンは常にどこか別の場所に、もう少し南東の方にある」とのべている。「セルビア人にとって、バルカンはそのあしもと、コソヴォやボスニアからはじまるのであり、彼らはこのヨーロッパにとっての他者からキリスト教文明を守っている。クロアチア人にとって、バルカンは正教徒の、専制的で、ビザンチン的なセルビアからはじまり、クロアチアは西欧の民主主義的価値観をセルビアから守っている。スロヴェニア人にとって、バルカンはクロアチアからはじまり、われわれは平和的な中央ヨーロッパの最後の砦である。多くのイタリヤ人とオーストリア人にとってバルカンはスロヴェニアから、西欧におけるスラヴ系流民たちの居留地からはじまる」と。⁽⁸⁾

コネシユカは、共通の問題への地域的解決をもとめる機能的必要性が南東欧にあるにもかかわらず、各国間にオリエンタリスティック的認識が支配的であるために地域アイデンティティを持つことができず、逆に地域協力をEU加盟への手段とみなし、それぞれがバルカンを脱ぎ捨て、新たなヨーロッパの姿を身につけようと試みていると指摘する。⁽⁹⁾ 各国間に競争意識が表面化して、南東欧地域協力は後景に退くどころか、その糸口をみつけないでいるのが困難な状況である。南東欧は、一〇年余におよぶ旧ユーゴスラヴィア紛争という犠牲を払って今日を迎えた。その後、南東欧の平和と安定、民主化、EUへの加盟などの過程で、多くの境界線が外からやってきたのであるが、これらの境界線が南東欧の発展を阻害することないよう、境界線と向き合い、自らの営為によって「分離と抗争」の境界線を「架橋と友好」の境界線へと再構築していかねばならない。

- (1) S. Terrett, *The Dissolution of Yugoslavia and the Badinter Arbitration Commission: A contextual study of peace-making effort in the post-Cold War world*, Aldershot, 2000, pp. 155–157.
- (2) N. Vladisavljević, “Yugoslavia’s Successor States”, <http://eprints.lse.ac.uk>, pp. 1–2.
- (3) M. Sadakata, “Border Implications in the Contemporary Age: The Case of the Former Yugoslavia and the Southeast Europe”, D. Dimitrijević and D. Ladevać, *Japan and Serbia: Regional Cooperation and Border Issues: A comparative Analysis*, Beograd, 2011, pp. 9–18.
- (4) I. Likanen, “From Post-Modern Vision to Multi-Scale Study of Bordering: Recent Trends in European Study of Borders and Border Areas”, *Eurasian Border Review*, Vol. 1, No. 1, 2010, p. 21.
- (5) I. Banac, *The National Question in Yugoslavia: Origins, History, Politics*, Ithaca, 1984, pp. 307–328.
- (6) D. Wilson, *Tito’s Yugoslavia*, Cambridge, 1979, pp. 85–86, 232.
- (7) ユーゴスラヴィヤ政治過程の「牽制と均衡」について P. Ramet, *Nationalism and Federalism in Yugoslavia, 1962–1991* (2nd ed.), Indiana University Press, Bloomington, 1992.
- (8) P. Radam, “Yugoslavia’s Internal Borders as International Borders: A Question of appropriateness”, *East European Quarterly*, Vol. 33, No. 2, 1999, p. 142.
- (9) *Ibid.*, p. 144.
- (10) S. Burg, *Conflict and Cohesion in Socialist Yugoslavia*, Princeton, 1983, pp. 24–25.
- (11) P. Radam, *op. cit.*, p. 145.

- (12) S. Burg & P. Shoup, *The War in Bosnia-Herzegovina*, Armonk, 1999, pp. 40-42.
- (13) N. Malcolm, *Kosovo: A Short History*, London, 1998, pp. 324-328.
- (14) Ch. Bennett, *Yugoslavia's Bloody Collapse: Causes, Course and Consequences*, London, 1995, pp. 70-78.
- (15) S. Woodward, *Balkan Tragedy: Chaos and Dissolution after the Cold War*, Washington, D. C., 1995, pp. 47-57.
- (16) M. Sadakata, "Changes in "Intervention Theory" and Fragmentation of Yugoslavia", V. Franicevic & H. Kimura, *Globalization, Democratization and Development*, Zagreb, 2003, p. 227.
- (17) P. Vodopivec, *Srednja Evropa, Zalozba Mladinska knjiga*, Ljubljana, 1991, str. 15-26.
- (18) C. Ingrao, "Understanding Ethnic Conflict in Central Europe: An Historical Perspective", *Nationalities Papers*, Vol. 27, No. 2, 1999, pp. 291-317.
- (19) M. Tanner, *Croatia: A Nation Forged in War* (3rd edition), New Haven, 2010, pp. 224-227.
- (20) S. Burg & P. Shoup, *op. cit.*, pp. 89-92.
- (21) S. Woodward, *op. cit.*, pp. 302-316.
- (22) I. H. Daalder, *Getting to Dayton: The Making of America's Bosnia Policy*, Washington, D. C., 2000, pp. 155-156.
- (23) F. Bieber, *Post-War Bosnia: Ethnicity, Inequality and Public Sector Governance*, New York, 2006, pp. 60-62.
- (24) C. Koneska, "Regional Identity: The Missing Element in Western Balkans Security Cooperation", *Western Balkans Security Observer*, No. 7-8, Oct. 2007-Mar. 2008, p. 82.
- (25) M. Sadakata, "Lessons from European Involvement in Yugoslav Conflicts", *Japanese Journal of Political Science*, Vol. 4 Part 2, November 2003, pp. 319-322.

強 ②6 *Ibid.*, pp. 82–83.

論 ②7 Quoted in D. Bechev, “Constructing South East Europe: The Politics of Regional Identity in the Balkans”, *RAMSES Working Paper* 1/06, March 2006, p. 4.

②8 *Ibid.*

②9 M. Delevic, “Regional Cooperation in the Western Balkans”, *Chaitlor Paper*, No. 104, July 2007, pp. 22–23.

③0 Quoted in M. Delevic, *ibid.*, p. 16.

③1 D. Bechev, “Constructing South East Europe—”, p. 6.

③2 M. Bakic-Hayden, “Nesting Orientalisms: The Case of Former Yugoslavia”, *Slavic Review*, Vol. 54, No. 4, Winter 1995, pp. 917–931.

③3 Žižek, *The Fragile Absolute*, London & New York: Verso, 2001, pp. 3–4. スラヴォイ・ジジェク『脆弱なる絶対』(中山徹訳)青土社、二〇〇一年、一一ページ。

③4 C. Koneska, *op. cit.*, p. 83.